

## 令和 8 年小樽市議会第 2 回定例会

### 市長提案説明

令和 8 年第 2 回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、今定例会が私にとりまして任期 2 期目の締めくくりとなりますので、この 4 年間の市政運営を振り返り、一言申し述べさせていただきます。

市制施行 100 周年という節目の年にスタートした今任期は、夢と希望を感じられるまちづくりを進め、次の 100 年に向けたまちの礎を築くため、様々な行政課題の解決に向けて、全力で取り組んでまいりました。

中でも、人口減少対策については最重要課題と位置付け、社会減に歯止めをかける視点から、子育て環境の充実や、「港」や「歴史」などの本市の強みを活かしてまちの魅力を高め、人や企業を呼び込むまちづくりに力を入れてまいりました。

また、市民の安全・安心な暮らしを維持するため、夏の暑さや、人手不足のほか、オーバーツーリズムなど、本市が直面する新たな課題にも対応してまいりました。

こうした課題の解決に向けてこの 4 年間に実施した主な取組について、市政執行の基本方針に掲げる「人口対策」、「次世代を見据えたまちづくり」、「魅力を活かしたまちづくり」、「活力を生み出すまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」、「暮らしを支えるまちづくり」の 6 つの視点に沿って申し上げます。

はじめに、視点の一つ目、「人口対策」については、「子育て」「しごと」「移住」を 3 つの柱として取組を進めました。

まず、「子育て」に関しましては、保育料の引き下げと第2子以降の無償化や放課後児童クラブ利用手数料の無償化、さらには、子どもの医療費の無償化の拡大など家計負担の軽減を進めるとともに、保護者の送迎を考慮した放課後児童クラブの開設時間の拡大、こども家庭センターの設置による相談支援体制の充実や、先進不妊治療費助成の開始のほか、産後ケア事業や子どもの健診の拡充など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めました。

また、昨年12月にウイングベイ小樽に地域子育て支援センター「おやこの集いの場」を開設したほか、来年8月のオープンを目指し小樽公園に大型複合遊具などを設置する再整備に着手するなど、子どもの居場所の充実にも力を入れてまいりました。さらに、全小中学校の校舎等の耐震化を完了し、普通教室に冷房設備を整備したほか、トイレの洋式化を進めるなど、児童生徒の安全確保や教育環境の改善に努めたところであります。

「しごと」に関しましては、市内で新たに創業する方への「創業支援補助金」について、従来の移住者加算に加え、新たに若者加算を設けるとともに、創業の機運を醸成するセミナーを実施いたしました。また、人材確保に向け、市内企業の魅力発信や認知度向上の支援に努めたほか、保育や介護人材の定着を図る取組を進めました。

「移住」に関しましては、「移住・起業『ひと旗』サポートセンター」を小樽商工会議所内に開設し、移住に関わる様々な相談をワンストップで行うとともに、移住支援金や、三世代同居・近居をする方の住宅取得に対する補助などにより、移住の促進に努めました。また、FMラジオ局と連携した小樽の魅力発信や、親子でのワーケーションなど、関係人口の創出を図る事業を開始したほか、地域おこし協力隊の導入を進めているところであります。

次に視点の二つ目、「次世代を見据えたまちづくり」については、「ゼロカーボンシティ・小樽市」の実現に向けた取組として、市有施設の照明設備の計画的なLED化や、家庭や企業での省エネをはじめとする脱炭素の取組を促す事業を進めたほか、行政手続のオンライン化や、市役所及び施設窓口のキャッシュレス決済導入など、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上に努めました。

また、庁内を横断した政策形成機能と民間事業者等との連携強化を担う「総合政策部」を新設し、複雑・多様化する行政ニーズへ対応するため民間との協働により取組を進めているところであります。

公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化としましては、保健所や勤労女性センターなどの行政機能をウイングベイ小樽に移転集約したほか、市民会館の大規模改修や、新総合体育館整備事業の再入札に向けた検討などを進めております。

次に視点の三つ目、「魅力を活かしたまちづくり」については、官民で連携し、本市の強みである「歴史」や「港」を活かす取組を続けてきたことが、大きく実を結びました。

まず、「歴史」に関しましては、悲願達成に向けた関係者の皆様の熱意により「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が本市単独の日本遺産に認定され、また、小樽市歴史的風致維持向上計画が道内で初めて国の認定を受けたほか、旧日本郵船株式会社小樽支店が民間の運営ノウハウを導入してリニューアルオープンし、旧北海製罐小樽工場第3倉庫でのイベント開催などと併せて、北運河地区の活性化を図っております。

また、宿泊客数が増加する中で欠かすことのできない夜の観光の魅力づくりとして、市内に点在する歴史的建造物などのライトアップを灯で繋ぎ、観光客が夜に周遊できる仕掛けづくりに着手したところであります。

「港」に関しましては、市内中心部に近い第3号ふ頭及び周辺地区の再開発を進め、大型クルーズ船対応施設を整備するとともに、民間によってインフォメーション機能を有した商業施設が整備され、新たなにぎわいが生まれたことで、令和7年1月には日本港湾協会から「ポートオブザイヤー2024」を受賞いたしました。また、本年4月に供用を開始した「おたるポートスクエア」では国の「みなと緑地PPP制度」を活用し、飲食店の開業やイベントの開催など、現在、官民連携によるにぎわい空間の創出を進めています。

次に視点の四つ目、「活力を生み出すまちづくり」については、まず、観光地域づくりと誘客促進としましては、小樽観光協会と連携し、夜の観光振興の取組や閑散期対策、国内外での誘致活動を進めるとともに、「小樽おもてなし認証制度」の創設や、アドベンチャーツーリズム推進に向けた取組などを行いました。また、今年度から導入した宿泊税を活用し、小樽観光協会が地域DMOとして実施する観光地経営戦略への総合的な支援を行なうとともに、市民生活と調和した持続可能な観光地域づくりのためのオーバーツーリズム対策に取り組んでいるところであります。

さらには、用途規制を緩和し、民間投資を呼び込むことで地域の活性化を図るため天狗山地区、祝津地区を対象とした「観光開発計画」の策定に着手しました。

このほか、企業誘致を推進するため、産業展への出展や設備投資動向に基づく企業訪問などの継続的な誘致活動に努めたほか、港湾機能を生かした経済活性化を推進するため、クルーズ船の誘致活動や、物流促進に向けたポートセールス、フェリー航路の利用促進事業を実施いたしました。

次に視点の五つ目、「安全・安心なまちづくり」については、後志管

内3つの消防本部が共同運用する「後志共同消防指令センター」の運用を開始したほか、気候変動や災害への備えとして、公共施設への冷房設備の整備や、道路の溢水対策、避難所の備蓄品整備などを進めるとともに、予防保全の視点を持った効率的な除排雪や、まちなかの暮らしと観光に配慮した除排雪の充実に努めました。

支援を必要とする方々へのサポートとしましては、ひとり親家庭や生活困窮世帯の生徒を対象として実施する学習支援の対象学年の拡大やオンライン指導の導入を進めたほか、医療的ケア児に対する支援の拡充や、市内の救急医療体制を確保するため、二次救急を担う公的病院への支援に取り組みました。

さらには、議会からのご提言をいただき、ご家族が亡くなられた際に必要となる各種手続のための専用窓口「おくやみ窓口」を開設し、手続きのワンストップ化により利便性の向上に努めました。

このほか、市街地に出没するヒグマによる被害を防止するため、「小樽市ヒグマゾーニング計画」を策定し、ゾーニング管理に基づく捕獲や緊急銃猟に必要な体制を整えたところであります。

次に視点の六つ目、「暮らしを支えるまちづくり」については、市民の健康づくりとして、歯周病検診を新たに実施するとともに、がん検診や国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率向上の取組のほか、北海道済生会が行う「ウイングベイ・ウォーキング」と連携してポイントを付与する事業などを行いました。

地域活動への支援としましては、街路防犯灯設置に係る補助の上限額を引き上げたほか、町会のデジタル化の推進や防災活動等に対する支援を拡充してまいりました。

住環境の整備としましては、市営の塩谷B住宅の建替等を進めているほか、社会情勢の変化に対応した用途地域等の見直しに着手いたしました。

た。

また、公共交通を維持するため、バス事業者への補助を継続したほか、バス路線廃止の動きに速やかに対応し、コミュニティバスの導入に向けた準備を進めております。

以上、この4年間における主な取組を申し上げます。

少子化の進行や、建設費が高騰する中での公共施設等の老朽化対策などの課題は残るものの、近年、社会減が抑制傾向にあることに加え、新たな観光施設や宿泊施設が開業し、観光入込客数や宿泊客数が好調であるほか、特に銭函地区での企業立地が順調に推移するなど、人にも企業にも選ばれる、持続可能なまちづくりを前に進めることができたものと感じているところであります。

これまでの市政の運営に当たり、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆さんから御理解と御協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和8年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号、一般会計補正予算の主なものとしたしましては、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決への対応として、対象となる方々へ速やかに生活保護費等の追加給付を行うため、関連事業に係る必要な経費を計上いたしました。

そのほか、クルーズ船社の小樽港への視察希望に応えるため、青森県及び函館市との連携招請事業に参画する「海外クルーズ船社等招請事業費」など、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、6億3,693万9,000円の増となり、財政規模は、687億3,166万8,000円となりました。

次に、議案第2号 病院事業会計補正予算につきましては、小樽市立病院で実施する低線量CT肺がん検診実証事業に係る経費として、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第13号までについて説明申し上げます。

議案第3号 市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の特定暗号資産取引に係る課税の特例を新設するとともに、一定の太陽光発電設備及び風力発電設備並びに改修特別特定建築物の固定資産税等の特例措置の特例率を定めるほか、固定資産税の免税点を引き上げるなど、税制改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第4号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第5号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれもそれぞれの基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第6号 産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するものであります。

議案第 8 号から議案第 12 号までの工事請負契約につきましては、若竹地区防波堤改良工事、第 3 号ふ頭小型船だまり整備工事、色内ふ頭護岸改良工事、小樽公園園路広場等整備工事及び小樽公園遊具広場整備工事の請負契約を締結するものであります。

議案第 13 号 工事請負変更契約につきましては、旧保健所・旧総合福祉センター解体工事の請負変更契約を締結するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第 1 号につきましては、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止など、税制改正に伴う所要の改正を行うため、市税条例等の一部を改正する条例を令和 8 年 3 月 31 日に専決処分したものであります。

報告第 2 号につきましては、国が特例として令和 8 年度分の介護保険料の減免の対象となる者として示した被保険者について、申請によらずに保険料を減免することができることとするため、介護保険条例の一部を改正する条例を令和 8 年 5 月 22 日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。